

2011/09/09

2011 年度国連 GC 研究中間報告

細川幸一

研究の概要

アジア、特に東アジア地域の消費者政策を調査し、国連 GC がこの分野で果たす役割あるいはその可能性について検証することを目的として研究してきた。

研究成果

昨年まではその具体的な成果はなかったが、本年度は以下の2本の論文を公表。

- ①民事法研究会『現代消費者法』2011年9月号
「台湾の消費者保護法による約款規制の現状と日本への示唆」（9月15日刊行）
- ②民事法研究会『消費者取引と法 — 津谷裕貴弁護士追悼論文集』所収
「韓国における消費者政策と消費者運動」（10月刊行予定）

今後の予定

台湾のCSRと国連GC

わが国では台湾の法制度に関する邦語文献はきわめて少ない。人権、CSR分野でも同様である。そこで、台湾のCSRの現状について下記のとおり現地調査を予定している。

テーマ：台湾におけるCSRの現状と国連GCの影響を探る

日程：10月2日（日）～5日（水）（3泊4日）

訪問者：江橋崇、細川幸一（ほか、同行者募集中）

訪問先：

- ①行政院国家永續發展委員会
- ②企業永續發展協会
- ③CSRに熱心な台湾企業、
- ④CSRに熱心な日系台湾在住企業

『国際消費者法』概念の構築

消費者問題が国際化していく中で、諸外国の消費者法制の動向や国際的な個別の動きはフォローされているが、消費者法の国際化という現象を正面から捉え、分析・理論化した論文書籍は見当たらない。そこで、国際社会において生じている消費者問題を南北問題関係、先進国の相互依存関係に分けて整理し、そこでの問題解決の主体とその活動状況について調査した上で、登場してきた法的な解決策を分析し、理論化を試みる。

なお、本研究は、麗澤大学企業倫理研究センターの研究プロジェクト「『国際消費者法』概念の理論化に関する研究～企業の社会的責任経営を促す国際的法現象の理論化を目指して」としても実施し、梅田徹教授、高巖教授の指導を仰いでいる。